



助産師 国家試験受験資格
健康科学部 看護学科

助産師国家試験受験資格

I. 助産師とは

助産師は、保健師助産師看護師法（公布：昭和 23 年 7 月 30 日法律第 203 号）3 条において、「厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子」と定義され、助産師として働くには、看護師国家試験と助産師国家試験に合格しなければならない。

助産師業務には、女性の妊娠・出産・産褥の各時期において必要なケア・助言、正常分娩の介助、新生児及び乳児のケアのみならず、母子の異常な状態の発見、医学的援助が欠如している場合には緊急措置の実施、思春期や産前における命の教育や親になるための準備教育等が含まれる。助産師は病院、診療所、保健所、家庭、その他のサービスの場で業務を行うことができ、自ら助産所を開設することもできる。

II. 助産師をめざすには

助産師国家試験を受験する資格を得るためには、以下に示す単位を修得しなければならない。

また、助産師課程の登録に伴い、課程費の納入が必要となる。詳細はオリエンテーションにて説明する。

1. 看護師国家試験受験資格を得るため必要な 124 単位を修得する。ただし、助産師国家試験受験資格に必要な科目である、専門基礎科目群 I では 1 科目（「地域母子保健A」）、専門基礎科目群 II では 2 科目（「周産期医学A」「周産期医学B」）、専門科目群 I では 1 科目（「看護管理」）、専門科目群 IV では 2 科目（「地域母子保健実習A」「地域母子保健実習B」）、総計 6 科目 6 単位はこの 124 単位内で修得する。

2. さらに助産師国家試験受験資格に必要な科目、以下専門科目群 V（助産師課程）の 14 科目 25 単位を修得する。

「助産学概論」、「周産期医学C」、「助産診断・技術学A」、「助産診断・技術学B」、「助産診断・技術学C」、「助産診断・技術学D」、「助産診断・技術学E」、「助産診断・技術学F」、「ウイメンズヘルス支援論」、「助産管理」、「地域母子保健B」、「助産学実習A」、「助産学実習B」、「周産期の家族支援」